

地域主権改革について

地域主権戦略会議 名簿

議長	鳩山由紀夫	内閣総理大臣
副議長	原口 一博	内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
構成員	菅 直人	副総理兼財務大臣
	平野 博文	内閣官房長官
	仙谷 由人	国家戦略担当大臣
	枝野 幸男	内閣府特命担当大臣（行政刷新）
	上田 清司	埼玉県知事
	北川 正恭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
	北橋 健治	北九州市長
	小早川光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神野 直彦	関西学院大学人間福祉学部教授
	橋下 徹	大阪府知事
	前田 正子	財団法人横浜市国際交流協会理事長

課題別担当主査の指名について

平成22年3月3日
地域主権戦略会議

【趣旨】

地域主権戦略会議の議論を円滑かつ迅速に進めるため、地域主権改革に資する各種検討課題のうち、特に喫緊かつ重要と考えられるものについて担当の主査を指名し、各課題の論点を抽出・整理することとする。

※地域主権戦略会議の場で、引き続き実質的な議論を行う。

【検討課題と担当主査】

検討課題	担当主査 (敬称略)	備考
[義務付け・枠付け等] 義務付け・枠付けの見直し	小早川光郎	・ 地方政府基本法(地方自治法の抜本見直し)について地方行財政検討会議と連携
[基礎自治体等] 基礎自治体への権限移譲	前田正子	・ 緑の分権改革について緑の分権改革推進本部と連携
[一括交付金化等] ひもつき補助金の一括交付金化	神野直彦	・ 直轄事業負担金について関係政務官WTと連携
[出先機関等] <u>出先機関の抜本的改革</u>	<u>北川正恭</u>	・ 行政刷新会議との役割を調整 ・ 自治体間連携

【運営方針】

- ・ 地域主権戦略会議の有識者構成員の中から、課題別担当主査を選定
- ・ 検討協力者の人選を含め、運営方法については、各担当主査が検討
- ・ 検討内容を整理し、地域主権戦略会議に資料として提出

出先機関の抜本的改革に向けた当面の検討の進め方（案）

	担当主査	地域主権戦略会議
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ・ 出先機関改革の基本的考え方の検討に向けた論点整理① </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 3日 第2回戦略会議 ・ 今後の進め方 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 戦略会議 </div>
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ・ 基本的考え方の検討に向けた論点整理② </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・ 基本的考え方の検討に向けた論点整理③ </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 戦略会議 ・ 論点の報告+意見交換 </div>
5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ・ 出先機関改革の基本的考え方について（本会議の意見も踏まえた論点整理と骨子） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・ 出先機関改革の基本的考え方について（素案） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 戦略会議 ・ 出先機関改革の集中審議（基本的考え方の論点整理） ・ 地域主権戦略大綱について（骨子） </div>
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・ 出先機関改革の基本的考え方について（原案） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 戦略会議 ・ 地域主権戦略大綱について（素案） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 戦略会議 ・ 地域主権戦略大綱について（原案） </div>

（注）上記はイメージであり、今後の進展により変更があり得る。

全国知事会 国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム構成員名簿

都道府県名	知事名	備考
埼玉県	上田 清司	リーダー
北海道	高橋 はるみ	
宮城県	村井 嘉浩	
東京都	石原 慎太郎	
静岡県	川勝 平太	
石川県	谷本 正憲	
大阪府	橋下 徹	
香川県	真鍋 武紀	
佐賀県	古川 康	サブリーダー
沖縄県	仲井眞 弘多	

国の出先機関の原則廃止に向けて
中間報告

(抄)

平成22年 3月23日

全国知事会

国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム

I 中間報告にあたって

《中間報告の取りまとめ》

国の出先機関原則廃止プロジェクトチームは平成21年11月17日の発足以来、会議を重ねてきた。

この間、国の出先機関原則廃止の基本的な考え方や、個々の国の出先機関の事務仕分けなどについて協議してきた。

今般、検討対象とした国の出先機関について本プロジェクトチームの議論が一巡した。

そこで、これまでの協議の概要を取りまとめるとともに、最終報告に向けて更に検討を深めるべき課題を整理した。

《取りまとめの考え方》

中間報告では国と地方の役割を明確にするとの考え方から、事務の仕分け（地方に移管すべき、廃止・民営化等すべき、国に残すべき）を中心にとりまとめを行った。

仕分けに当たっては 国に残す事務を極限し地方に出来ることは地方に移管するとの基本的な考え方に基づいて、本プロジェクトチームとしての現段階における方向性を示した。

一方で、受け入れ体制等と密接に関連する仕分けや真に地方が担うべきか否か議論の余地がある仕分けについては、その課題を明示した上で、今後より掘り下げた検討を行うこととした。

《中間報告後の対応》

最終報告に向けて中間報告段階で明らかになった課題についてさらに検討を進めるとともに、移管事務の受入体制、国から地方への財源移譲、国から地方への人材移管についての考え方を明確にしていく。

また政府の地域主権戦略会議においても、国の出先機関原則廃止に関する基本的な考え方や論点についての協議がスタートし、今夏にはそれらを盛り込んだ地域主権戦略大綱が取りまとめられる。

こうした動きに対し地方としての意見を政府の議論に的確に反映するため、本中間報告を地域主権戦略会議における調査審議のスタートラインとしていただくとともに、全国知事会としての最終報告までの間においても、地域主権戦略大綱の取りまとめに向けた議論に対し積極的に働きかけていく。

IV 検討対象とした機関及び事務の考え方

1 対象機関の考え方

平成 19 年 5 月 25 日の経済財政諮問会議において民間有識者委員が提出した「国の出先機関の大胆な見直し」の中で「地方に移譲可能な事務」を行っている機関として 8 府省（15 系統）17 機関が取りあげられた。

その後、地方分権改革推進委員会の第 2 次勧告（平成 20 年 12 月 8 日）及び全国知事会の「国の地方支分部局（国の出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成 20 年 2 月 8 日）においてもこれらの機関を検討の対象とした。

そこで本プロジェクトチームにおいても、こうした経緯を踏まえつつ、これら以外の出先機関についても視野に入れながら、下記の 8 府省 15 系統の出先機関を検討の対象とすることとした。

【検討対象とした 8 府省 15 系統の出先機関】

府 省	出 先 機 関
内 閣 府	沖縄総合事務局
総 務 省	総合通信局
法 務 省	法務局・地方法務局
厚生労働省	地方厚生局 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所含む） 中央労働委員会地方事務所
農林水産省	地方農政局 森林管理局 漁業調整事務所
経済産業省	経済産業局
国土交通省	地方整備局 北海道開発局 地方運輸局 地方航空局
環 境 省	地方環境事務所

2 対象事務の考え方

国の出先機関の事務については、地方分権改革推進委員会が平成 19 年 10 月に各府省に対して調査を実施し、その後これを基礎として全国知事会及び地方分権改革推進委員会がそれぞれ提言や第 2 次勧告を取りまとめた経緯がある。

そこで本プロジェクトチームにおいても、このような成果を踏まえて対象事務を抽出し、あわせて本プロジェクトチームとしてのこれまでの検討の成果も加えながら対象事務を 528 事務と整理した。

* 事務数取りまとめの経緯

- ① 地方分権改革推進委員会が省庁に調査（平成 19 年 10 月）
- ② ①を基礎に全国知事会が提言（平成 20 年 2 月）
- ③ ①を基礎に同委員会が取りまとめ（平成 20 年 9 月）→ 408 事務
- ④ ②及び③を基礎に本 P T で精査（平成 22 年 3 月）→ 528 事務

V 国の出先機関の事務の仕分け

1 共通事項の考え方

各機関の仕分けに当たって共通する事項に対する考え方は、以下のとおりとする。

(1) 企画立案の事務

事務の移管に伴い、その事務の執行にかかる事業計画の策定など企画立案機能は地方に移管する。本省所管の事務であっても、地方へ移管される事務に関わる企画立案部分（例えば、インフラ整備に係る全国計画）は不要又は地方に移管すべきである。

全国統一性を確保するための基準の設定や制度設計等の事務は、一旦は国に残すこととし、そのうち地方に重要な影響を与えるものは、別途「義務付け・枠付けの見直し」の問題等として、国・地方で十分に協議することとする。

《直轄国道の例》

直轄国道にかかる諸計画（社会資本整備重点計画、道路網整備計画など）のうち、ブロック単位等の計画策定機能は直轄道路の移管に伴い当然に地方に移管する。

《労働行政の例》

職業安定行政、労働基準行政、労働保険行政について、現在厚生労働省（本省）で定めている全国統一的な基準（失業保険の認定基準、労働条件に関する基準、労働災害保険の認定基準、保険料等）の設定は国に残すが、その他の企画立案機能は地方に移管すべきである。

(2) 補助金給付事務、地方指導事務

事務の地方移管に伴いそれに見合う税財源を当然に地方に移管すること及び地方に対する関与をできるだけ縮小する観点から、補助金給付事務及び地方指導事務は「廃止」として整理する。

(3) 各種国家試験及び統計調査の実施事務

各種国家試験及び統計調査の企画等の事務は本省において行うこととし、その実施に関する事務については「民営化等」として整理する。

例) 医師国家試験の実施、歯科医師国家試験の実施、司法書士試験の実施
農林統計調査の実施、賃金構造基本統計調査の実施、生産動態統計調査の実施

(4) 都道府県労働局

《仕分け結果の概況》

全ての事務を地方に移管することが可能である（廃止等する事務を除く）。
 職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管する。
 国（本省）の役割は労働保険や労働基準などの全国統一的な基準の設定に限定する。

【事務・権限の仕分けの結果（22事務）】

A 地方移管する事務（20事務）

- ・ 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業
 - ・ 労働基準、労働者の保護などに関する指揮監督
 - ・ 個別労働関係紛争の解決の促進に関すること
 - ・ 労働保険の認定・給付及び労働保険料等の徴収
- など

B 廃止・民営化等する事務（2事務）

- ・ 賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計調査の実施
- など

C 国に残す事務（0事務）

《仕分けに当たっての考え方》

労働基準行政については、全国一律的に運用するため国に残す事務にすべきとの考え方もあるが、国が全国統一的な基準を定め、その基準に基づき地方が事務所指導や司法警察の事務等を実施すべきとの考え方で地方に移管する事務に仕分けしている。

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

	地方	廃止等
平成 20 年	(20)	(2)
全国知事会提言	(17)	(0)